

令和6年5月29日

## 第12回総会議事録

長岡市農業委員会

## 第 1 2 回総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 5 月 29 日（水曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 アオーレ長岡東棟 4 階 大会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
  - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
  - 日程第 2 議案第 6 号 農地法第 3 条の許可申請について  
議案第 7 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について  
議案第 8 号 農地法第 4 条の許可申請について  
議案第 9 号 農地法第 5 条の許可申請について  
議案第 10 号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第 11 号 農用地利用集積等促進計画案について  
議案第 12 号 令和 5 年度最適化活動の点検・評価について  
議案第 13 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
  - 日程第 3 報告第 3 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (22名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (2名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 山田 正徒、事務局次長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、  
振興農政係長 中村 久夫、主査 吉川 あさ子、主事 吉澤 あゆみ、  
主事 田中 菜々子

開 会（午後 1 時 50 分）

山田事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

本日は、全国農業委員会会長大会に出席のため諸橋会長が欠席でございます。長岡市農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、安達会長職務代理者から議長を務めていただきます。安達職務代理者、よろしくお願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 12 回総会を開催いたします。

総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数の報告を求めま

す。

山田事務局長 欠席届が議席番号6番、諸橋昇一委員、16番、千野俊輔委員の2名から提出されております。出席委員は24名中22名であり、長岡市農業委員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長 日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号1番、佐藤佑美委員、24番、中野明美委員を指名いたします。

日程第 2 議案第6号 農地法第3条の許可申請について

議長 日程第2、議案第6号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の3、4ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は6件でございます。

1、2番は売買による所有権移転、3番から6番は贈与による所有権移転であります。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第6号 農地法第3条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第7号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長 議案第7号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、栃尾地域1件でございます。

1番、北荷頃の田について、土砂採取に伴う運搬路及び調整池用地として一時転用する許可を受けていた案件ですが、このたび、令和9年6月25日まで期間を延長するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第7号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第8号 農地法第4条の許可申請について

議長 議案第8号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、与板地域1件、中之島地域1件、栃尾地域2件、寺泊地域1件の計5件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において5月23日までに現地確認を実施しております。

1番、与板町榎原の畑について、農機具格納庫及び庭敷地として利用するものです。議案資料23ページに経過説明を掲載しております。申請

地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、中之島西野の畑について、農作業所建築敷地として利用するものです。議案資料24ページに経過説明を掲載しております。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設の建築であるため、例外的に許可できるものであります。

3番、下塩の畑について、農作業所及び物置敷地として利用するものです。議案資料25ページに経過説明を掲載しております。申請地は、下塩地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

4番、平4丁目の田について、農業用倉庫建築敷地として利用するものです。議案資料26ページに経過説明を掲載しております。申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、寺泊竹森の田について、倉庫建築敷地として利用するものです。議案資料27ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊竹森地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第8号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第9号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第9号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の10、11ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、三島地域1件、長岡地域1件、山古志地域1件、越路地域1件、与板地域1件の計5件でございます。

1番、鳥越の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和6年11月30日までの計画です。申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内の土地であることから、第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

2番、成沢町の畑について、農業用車両庫用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料28ページに経過説明を掲載しております。申請地は、成沢町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存敷地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、山古志竹沢の畑について、住宅建築敷地として利用するため贈与による所有権移転をするものです。議案資料29ページに経過説明を掲載しております。申請地は、山古志竹沢地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が一般住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、来迎寺の田について、工事用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権を設定をするものです。工期は、令和6年6月1日から令和8年10月31日までの計画です。申請地は、農振農用地区域内の農地です。

が、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

5番、与板町榎原の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権を設定をするものです。工期は、令和6年7月11日から令和6年11月26日までの計画です。申請地は、与板町榎原地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用目的が分家住宅建築敷地であり、集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第9号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長 ご説明申し上げます。

議案書の14ページの内訳表をご覧ください。

最初に、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは10件の申出がありました。いずれも譲渡人からの農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき、成立した売買です。

次に、利用権の設定・移転で18件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が11件、使用貸借権設定が3件、賃借権移転が4件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定（公社借入）分について、このたびは105件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が99件、使用貸借権設定が6件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定（公社貸付）分については、今ほどの公社借受分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは77件の申出がありました。内容については、全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が72件、使用貸借権設定が5件となっています。

なお、詳細内容については、議案書の16ページから51ページにて確認をお願いします。

以上、計210件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法等の関係法令の各要件を満たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第10号 農用地利用集積計画の決定についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案について

議長 議案第11号 農用地利用集積等促進計画案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

新潟県農林公社から受け手農家へ貸し付けていた農用地利用配分計画のうち、一部新たな受け手への変更があったため、賃借権及び使用貸借権の移転をするものです。

このたびは4件の申出があり、内容については、賃借権の移転が2件、使用貸借権の移転が2件となっています。これらの案件につきましては、当初設定時にそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

これら農用地利用集積等促進計画案は、新潟県農林公社で農用地利用集積等促進計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第11号 農用地利用集積等促進計画案についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第12号

令和5年度最適化活動の点検・評価について

議長

議案第12号 令和5年度最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

中村係長

ご説明申し上げます。

この令和5年度最適化活動の点検・評価については、農林水産省経営局長通知に基づき、農業委員会全体の実績と各委員の活動成果実績及び各委員から提出された自己点検評価の結果をまとめたものです。

別に配付しました農業委員会の最適化活動の点検・評価と書かれた表

をご覧ください。この表は、長岡市農業委員会全体の令和5年度の最適化活動の実績をまとめたものとなっています。

最初に、1、最適化活動の成果目標の(1)、農地集積の実績については、69.5%の目標のところ、67.8%の集積率となりました。

次に、(2)、遊休農地の解消については、0.4ヘクタールの目標のところ、0.8ヘクタールの解消となっております。

次に、新規参入の促進については、新規参入者に任せてもよいと同意の取れた農地面積をまとめたものとなり、目標が140ヘクタールのところ、実績が59.5ヘクタールとなりました。

次に、2、最適化活動の活動目標の(1)、推進委員等が最適化活動を行う日数については、月当たり10日の目標のところ、実績は月当たり5.3日となりました。

次に、(2)、活動強化月間は3か月の目標のところ、実績が3か月。

(3)、新規参入相談会への参加については、チャレンジフェアに参加いただいたことでそれぞれ目標を達成しました。

次に、3、点検・評価結果についてですが、これは各目標の達成度合いが点数化され、点数に応じて結果が入力されるものとなっています。評価対象の委員の合計人数が109人になっているのは、令和5年度中に委員の改選があったことによるものです。農業委員会全体の評価とともに、推進委員等の評価結果は、「目標に対して期待をやや下回る結果となった」の割合が多い結果となりました。これは、既存遊休農地の解消では目標を上回りましたが、農地集積や活動日数で目標に達しなかった地域が多かったことによるものです。

次に、議案書の57ページの推進委員等の最適化活動の点検・評価のページをご覧ください。今ほど説明した市全体の評価と各委員の実績及び自己点検評価を踏まえ、記載のとおりを総会意見として各委員の点検・評価シートの総会で出された意見の欄に印字するものです。近日中に各委員の活動日数の実績、各地域別の農地集積、遊休農地解消実績等を記載した点検・評価シートを郵送しますので、お手元に届きましたらご確認いただきたいと思います。また、委員個人の点検、評価とは別に、令和5年度の長岡市農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況については、6月末までに取りまとめて市のホームページに公表する予定です。

以上で令和5年度最適化活動の点検・評価についての説明に代えさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長                   それでは、これより審議に入ります。  
                          ただいまの説明に質問、意見はありませんか。  
                          （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長                   質問、意見がありませんので、採決に入ります。  
                          議案第12号 令和5年度最適化活動の点検・評価についてを原案のと  
                          おり決定することにご異議ありませんか。  
                          （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                   異議なしの声が聞こえます。  
                          異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第13号           農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

議長                   議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更  
                          についてを議題といたします。  
                          長岡市農水産政策課の説明を求めます。

荒木係長（農水産政策課） 長岡市農水産政策課担い手育成係の荒木と申します。私  
                          のほうから議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構  
                          想の変更についてご説明いたします。

まず、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき都道府県が作成する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針に則して市町村が独自に定めるものです。この構想には、その地域において効率的で安定的な農業経営の指標であったり、経営改善を図ろうとする農業経営者への支援策などを総合的に定めております。また、その地域の将来の農業の展開方法、特にその中で育成していく経営体の展望を明らかにする計画などを定めているものをいいます。

このたび、令和6年3月に農業経営基盤強化促進法に基づき県が策定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更され、市町村の基本構想も改正しなければならなくなったものでございます。改正に当たりましては、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条、第6条に農業委員会及び農協の意見を聴かなければならないと定められております。その意見をつけて県へ協議し、同意を得ることとなっているため、今回

の総会議題に上げさせていただいたものでございます。

変更の内容につきましては、議案におつけしました資料を基に説明させていただきます。議案書59ページ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の変更に関する理由をご覧ください。

第4、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標の目標年度を今まで令和5年度としておりましたが、このたび終期を迎えることから、県の基本方針に合わせ、目標年度を令和12年度に変更するものです。また、併せて農用地面積を最新の令和5年度の数値に変更しております。

構想の変更につきましては、新旧対照表をご覧ください、今ほど私が説明しました変更に係る理由と併せてご確認いただければと思います。

以上ですが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第13号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3 報告第3号 農地法の届出通知等について

議長 日程第3、報告第3号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

広沢係長 農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

5条の届出について18件を64から68ページに、18条合意解約について2件を69ページに、農地法の適用を受けない事実確認3件を70ページに、利用権の解約について8件を71、72ページに、中間管理権の解約につい

て9件を73、74ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。  
以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第12回総会を閉会いたします。

閉 会（午後2時23分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和6年5月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	佐藤佑美	13	出	本田栄一																		
2	出	土田米藏	14	出	駒野亜由美																		
3	出	椎澤哲也	15	出	西巻郁夫																		
4	出	櫻井正広	16	欠	千野俊輔																		
5	出	若井泰志	17	出	馬場義昭																		
6	欠	諸橋昇一	18	出	安達隆幸																		
7	出	馬場陽子	19	出	坂詰隆																		
8	出	青柳久雄	20	出	多田好一																		
9	出	長谷川惣市	21	出	鳥羽若一																		
10	出	岩本一男	22	出	伊丹なつい																		
11	出	田中豊	23	出	佐藤辰也																		
12	出	渡邊義浩	24	出	中野明美																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">出席委員</td> <td style="width: 5%;">人</td> <td style="width: 35%; text-align: center;">22人</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td></td> <td></td> <td>佐藤佑美 委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td></td> <td>中野明美 委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	22人			議事録署名委員	欠席委員	人	2人			佐藤佑美 委員		計	24人			中野明美 委員
出席委員	人	22人			議事録署名委員																		
欠席委員	人	2人			佐藤佑美 委員																		
	計	24人			中野明美 委員																		